

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 労働基準法の母性保護規定 —

Q: 性別や性差についてさまざまなことを見直されるようになりましたが、労働基準法で女性のみにも適用される規定はあるのでしょうか？

A: 労働基準法では、主に**母性保護**の観点から女性について定められた規定があります。これらは妊娠、出産、哺育（ほいく）という生理的・身体的な特質に基づき保護するものです。

女性全般については、

- ①坑内業務（掘削等）、重量物取扱業務、有害物等発散場所での就業制限
- ②育児時間（実子・養子を問わない）
- ③生理休暇

で、①は女性の妊娠又は出産に係る機能に有害な業務として制限されています。②は女性を対象に授乳その他の世話のため設けられていますが、将来は性別を問わない規定になるかも知れません。

更に、**妊産婦（妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性）**には下記④～⑥が加わります。

- ④坑内労働（全て）、危険有害業務等（一部の業務については産後1年を経過しない女性の申出に基づく）の就業制限
- ⑤産前産後休業等
 - ・妊娠中、本人の請求があれば軽易な業務に転換
 - ・産前6週間休業（本人の請求に基づく）
 - ・産後8週間休業（産後6週間後は本人の請求があり医師が支障ないと認めた業務に就かせることは差し支えない）
- ⑥時間外労働等の制限（本人の請求に基づく）
管理監督者等の場合、時間外・休日労働の制限は適用なし（深夜業の制限は適用あり）



法改正ニュース

— 健康保険料率・介護保険料率の変更 —

全国健康保険協会 大阪支部	現行	令和4年3月分～ (4月納付分)
健康保険料率	10.29%	10.22%
介護保険料率	1.80%	1.64%
健康保険料率 +介護保険料率	12.09%	11.86%

※健康保険料率は各支部により異なります

※介護保険料率は全国同一です

※任意継続被保険者は令和4年4月分～

— 雇用保険料率の変更 —

(令和4年4月1日～・令和4年10月1日～)

◆令和4年3月31日まで

事業の種類	保険料率	事業主分	被保険者分
一般の事業	$\frac{9}{1000}$	$\frac{6}{1000}$	$\frac{3}{1000}$
農林水産・ 清酒製造業	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{4}{1000}$
建設業	$\frac{12}{1000}$	$\frac{8}{1000}$	$\frac{4}{1000}$

◆令和4年4月1日から

事業の種類	保険料率	事業主分	被保険者分
一般の事業	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6.5}{1000}$	$\frac{3}{1000}$
農林水産・ 清酒製造業	$\frac{11.5}{1000}$	$\frac{7.5}{1000}$	$\frac{4}{1000}$
建設業	$\frac{12.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{4}{1000}$

◆令和4年10月1日から

事業の種類	保険料率	事業主分	被保険者分
一般の事業	$\frac{13.5}{1000}$	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{5}{1000}$
農林水産・ 清酒製造業	$\frac{15.5}{1000}$	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$
建設業	$\frac{16.5}{1000}$	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$

